

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等取扱要領

制定 令和3年4月14日 健福第1557号(局長決裁)

改正 令和7年5月21日 健福第160号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」(以下、「ちふくちゃん」という。)のイラスト等(以下、イラスト等という。)を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

ここでいうイラスト等とは「ちふくちゃんイラスト(市版)(別紙1)」(以下、「イラスト市版」という。)、
「ちふくちゃんイラスト(区版)(別紙2)」(以下、「イラスト区版」という。)、
「ちふくちゃん動画(15秒、30秒、40秒、60秒)(別紙3)」(以下、「動画」という。)をいう。

(主管課)

第2条 イラスト等使用の管理は、健康福祉局福祉保健課(以下「福祉保健課」という。)が行う。

(使用できる事業等)

第3条 イラスト等は、横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画(以下、「地福計画」という。)及び横浜市の地域福祉の推進に関する事業のうち、次の各号に当てはまらない事業等に使用できるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれのある事業等。
- (2) 本市の信用又は品位を害する又はそのおそれのある事業等。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又はそのおそれのある事業等。
- (4) 特定の個人または団体等の利益を目的としていると認められる事業等。ただし、第11条で定める有償販売が認められる場合は除く。
- (5) 「ちふくちゃん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのある事業等。
- (6) その他健康福祉局福祉保健課長(以下、「福祉保健課長」という。)が不適当と認める事業等。

(使用承認の申請)

第4条 「ちふくちゃん」のイラスト等の使用を希望する個人又は団体(以下、「申請者」という。)は、事前に横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等使用申請書(様式第1号)(以下「使用申請書」という。)を福祉保健課長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 申請者は、使用申請書の提出にあたって、使用状況がわかる使用見本等を添付するものとする。また、福祉保健課長は必要に応じて詳細資料の添付を求めることができる。
- 3 申請者は、イラスト等の使用後に、福祉保健課長に電子申請フォームを用いて使用報告をしなければならない。
- 4 申請者は、承認に係る物品等の完成品については、直ちに福祉保健課長へ提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真をもって代えることができる。

（横浜市の使用）

第5条 横浜市がイラスト等を使用する場合は、使用申請書の提出は不要とする。なお、イラスト市版及び動画を使用後は、福祉保健課長に電子申請フォームを用いて使用報告をしなければならない。

ただし、横浜市がイラスト等を使用した製品を有償で販売する場合は、事前に使用申請書を提出し、福祉保健課長の承認を受けなければならない。

（関係団体の使用）

第6条 横浜市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会又は各地域ケアプラザがイラスト等を使用する場合の手続きは、横浜市が使用する場合と同様とする。

（使用承認）

第7条 福祉保健課長は、申請の内容を審査し、使用できる事業に該当すると判断する場合は、横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等使用承認通知書（様式第2号）を、使用できる事業に該当しないと判断する場合には横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等使用（不承認・取消）通知書（様式第3号）（以下、「使用（不承認・取消）通知書」という。）を申請者へ送付する。

（使用方法）

第8条 イラスト等を使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の使用方法を遵守するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反しないようにすること。
- (2) 本市の信用又は品位を害しないようにすること。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えないようにすること。
- (4) 「ちふくちゃん」のイメージを尊重すること。
- (5) 横浜市が行う事業または横浜市が支援する事業等の推進に支障が生じないようにすること。

- (6) 承認された内容により使用し、申請内容が無断で変更しないこと。
- (7) この要領に定めるもののほか、「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等利用ガイドライン」の内容を遵守すること。

(使用内容の変更)

第 9 条 使用者は、承認された内容に変更が生じる場合には、速やかに福祉保健課長へ横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等使用変更申請書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

- 2 福祉保健課長は、申請の内容を審査し、変更の可否を判断し、横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等使用変更（承認・不承認）通知書（様式第 5 号）を送付する。

(承認の取り消し)

第 10 条 福祉保健課長は、イラスト等の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められる場合には、当該承認を取り消し、使用（不承認・取消）通知書を送付する。

(有償販売)

第 11 条 次の各号に掲げるときに限り、「ちふくちゃん」のデザインを使用した製品を有償で販売することができる。

- (1) 横浜市、横浜市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会又は各地域ケアプラザが地域福祉保健に関する広報活動を目的として販売するとき
- (2) 市内に事業所等がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、地福計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (3) 市内に事業所等がある障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体等が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製品を、地福計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (4) その他福祉保健課長が特に認めたとき

(イラスト等の一部変更等)

第 12 条 イラスト等の一部変更及び新規イラスト等作成は横浜市のみ行うことができる。

- 2 イラスト等の一部変更等を行う場合は、事前に横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等デザイン変更等申請書（様式第 6 号）を福祉保健課長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 福祉保健課長は、申請の内容を審査し、イラスト等の一部変更等の可否を判断し、横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等デザイン変更等（承認・不承認）通知書（様式第 7 号）によって通知する。

4 イラスト等の一部変更等にかかる一切の費用は使用者の負担とする。

(使用料)

第 13 条 イラスト等は、無料で使用できるものとする。

(使用の非独占制等)

第 14 条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、使用者、イラスト等を使用する製品、行事等について横浜市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 15 条 横浜市は、この要領に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 16 条 横浜市は、イラスト等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラスト等を使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、イラスト等の使用に関し必要な事項は、福祉保健課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 14 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

「ちふくちゃん」イラスト一覧



①立っている(右向き)



②立っている(左向き)



③手をつなぐ



④案内する(右)



⑤案内する(左)

横浜市地域福祉保健計画

よこはましちいきふくしほけんけいかく



⑥ボードを掲げる(右)



⑦ボードを掲げる(左)



⑧考える



⑨ステッキを回す(右)



⑩ステッキを回す(左)



⑪歩く(左)



⑫読書



⑬申し訳ない



⑭お辞儀



⑮勉強



⑯びっくりした!



⑰お祭り



⑱体操



⑲ジャンプ



⑳手洗い



㉑気付く(右)



㉒気付く(左)



㉓清掃



㉔バンザイ



㉕喜ぶ



㉖YES、了解



㉗ 並んだちふくちゃん

横浜市地域福祉保健計画
よこはましちいきふくしほけんけいかく

㉘ 横浜市地域福祉保健計画
(赤茶)

横浜市地域福祉保健計画
よこはましちいきふくしほけんけいかく

㉙ 横浜市地域福祉保健計画
(白)



㉚ CHIFUKUCHAN(赤茶)



㉛ CHIFUKUCHAN(白)

鶴見区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

神奈川区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

西区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

中区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

南区



港南区



保土ヶ谷区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

旭区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

磯子区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

金沢区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

港北区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ぼんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

緑区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ぼんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

青葉区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

都筑区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

戸塚区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

栄区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

泉区



1 テラッ、ちらりん



2 あわあわあわあわあわ



3 申し訳ない



4 YES (はい!), 了解



5 びっくりした!

瀬谷区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ぼんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

① ちふくちゃん動画 15秒、30秒、60秒



② ちふくちゃん動画 40秒

